

令和8年3月

お客さま各位

島田掛川信用金庫

島田掛川信用金庫アプリバンキングによる各種申込における公的個人認証サービス導入
および「公的個人認証サービス利用に関する特約」の制定について

平素は、島田掛川信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和8年4月1日より、島田掛川信用金庫アプリバンキングの各種申込における本人確認方法を変更いたしますのでお知らせいたします。

変更に伴い、「公的個人認証サービス利用に関する特約」を制定いたします。

記

1.変更日

令和8年4月1日（水）

2.対象となる申込と本人確認方法

申 込 種 類	本 人 確 認 方 法
口座開設	公的個人認証のみ
WEBバンキングサービス新規	公的個人認証のみ
WEBバンキングサービスロック解除	公的個人認証または、本人確認書類の撮影画像の送付
住所・電話番号変更	公的個人認証または、本人確認書類の撮影画像の送付
喪失届	アプリ登録による（変更無し）
口座振替契約	アプリ登録による（変更無し）

3.公的個人認証サービスについて

マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで本人確認を実施するサービスです。本サービスの利用には、マイナンバーカードおよび署名用電子証明書のパスワード（6桁～16桁の半角英数字）が必要です。

マイナンバーカードに搭載された電子証明書を使い、本人確認をオンラインで安全・確実に行う仕組みです。お客さまご自身のスマートフォンで、簡単・スピーディーにお手続きを完了いただけます。

以上

公的個人認証サービス利用に関する特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「島田掛川信用金庫アプリバンキング」(以下「本アプリ」といいます)での各種手続きにおいて、公的個人認証サービスを利用するにあたり、適用する事項を定めたものです。
- (2) この特約は、「島田掛川信用金庫アプリバンキング利用規約」(以下、「アプリ利用規約」といいます。)の一部を構成し、この特約に定めがない事項に関してはアプリ利用規約が適用されるものとします。

2. 公的個人認証サービスの概要

- (1) 公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで本人確認を実施するサービスです。本サービスの利用には、マイナンバーカードおよび署名用電子証明書のパスワード(6桁～16桁の半角英数字)が必要です。
- (2) 署名用電子証明書のパスワードを失念した場合は、住民票のある市区町村の窓口等での手続きが必要です。

3. マイナンバーカードによる本人確認(公的個人認証)

- (1) 本アプリの各種申込手続きにおいてマイナンバーカードを本人確認書類とした場合、公的個人認証サービスにより本人確認を行います。
- (2) 当金庫は、署名用電子証明書の有効性確認を行うために、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が提供する認証業務情報(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律153号)第44条に規定する認証業務情報をいう)を利用します。

4. 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から効力が発生するものとします。

以上

(2026年4月1日)